

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

## 第一 関係政令の一部改正

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、道路運送車両法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととする事。  
(本則関係)

## 第二 施行期日

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年十一月四日）から施行することとする事。  
(附則関係)